

武蔵野市立小・中学校における非常変災時の臨時休業等の判断基準について

1 非常変災時の対応に関する判断基準

- (1) 非常変災時における臨時休業等の判断及び対応は、現場の発災状況を直接把握している当該校の校長が行うことが原則である。

根拠<学校教育法施行規則第 63 条>

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

その際、校支援メールや学校ホームページ等を活用し、学校の対応を保護者や関係者に確実に周知すること。

- (2) ただし、大型台風や震度 5 弱以上の地震など、全市的な被害が想定される事態については、市教育委員会として次の基準を設け、市立小・中学校で一律の対応を行う。

市に発表された警報等の種類	判断するタイミングと対応の原則	備考
大雨特別警報【警戒レベル 5】 大雨危険警報【警戒レベル 4】	○午前 7 時の時点で発表継続中の場合は、臨時休業	次の事項は指導課が一括して依頼・対応する。 ①臨時休業の保護者等への発信（校支援メール） ②学童クラブ、あそべえの対応（児童青少年課） ③学校施設開放の対応（生涯学習スポーツ課） ④給食の対応（教育支援課）
大雪特別警報	○登校中、登校後に発表された場合は、各校で通学路の安全を確認次第、保護者等への引き渡し下校もしくは方面別集団下校	
暴風特別警報、暴風警報		
暴風雪特別警報、暴風雪警報		
熱中症特別警戒アラート	○午後 2 時の時点で翌日の情報が配信された場合は臨時休業	
震度 5 弱以上の地震	○登校前に発生した場合は、臨時休業 ○登校中、登校後に発生した場合は、各校で通学路の安全を確認次第、保護者等への引き渡し下校もしくは方面別集団下校	
その他（交通機関の計画運休、Jアラート発令、原子力災害、重大な事件等）	○臨時休業あるいは登下校時刻の変更・引き渡し下校・方面別の集団下校など、状況に応じて関係機関と連携して対応する。	

※臨時休業の場合、児童・生徒は自宅学習とする。熱中症特別警戒アラート等、臨時休業実施までに時間的猶予がある場合、学校はオンラインを活用した健康観察、授業や学習の準備をできる限り行うこと。

2 その他

- ・「大雨警報【警戒レベル 3】」「大雪警報」の場合は通常通りの登下校とする。ただし校区の状況等に応じて、学校は、自宅待機や登下校時刻の変更などを判断すること。
- ・「熱中症警戒アラート」が配信された場合は通常通りの登下校とする。ただし、学校は、必要に応じた暑さ対策を保護者に呼びかけること。
- ・警報等による学校の対応を発信する際、「保護者の判断で児童・生徒を欠席あるいは遅刻させても、欠席や遅刻の扱いにはなりません」等の配慮事項を確実に伝えること。
- ・本件について、年度当初の定例校長会にて毎年確認する。